

# 見える化通信

## セキュリティクリアランスの導入 法制化には企業労使の意見反映を



経済安全保障分野におけるセキュリティクリアランス制度の導入へ向けた議論が進んでいます。政府は、2024年の通常国会に関連法案を提出する予定であり、今後の動きに注目です。

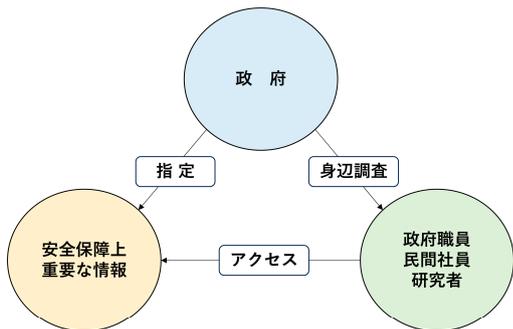
電機連合 総合産業・社会政策部門

機密情報を扱える人を審査

セキュリティクリアランス(以下、SC)制度とは、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に、アクセスする必要がある者に対して身辺調査を実施して信頼性を確認し、情報へのアクセスを認める制度です(図表1)。技術流出を防ぐことが主な目的であり、すでに米英などの機密情報を共有する枠組み「ファイブ・アイズ(※1)」では、先端技術研究に携わる人を限定するSCが導入されています。

※1 米・英・加・豪・NZの5カ国による機密情報共有の枠組み。日本は5カ国と安全保障面での協力を進めている。

■図表1 SCの仕組み



出所：電機連合作成

情報保全と国際競争力確保のために

日本でSC制度が求められる背景には、デュアルユース(軍民両用)分野が増えて軍事と非軍事の境目が曖昧になる中、経済安全保障分野でも情報保全の強化を図る

必要性が高まっているためです。日本でもすでに類似の制度として、特定秘密保護法(2014年施行)がありますが、政府が指定できる情報範囲は「防衛」「外交」「スパイ行為等の防止」「テロリズムの防止」の4分野で、経済安全保障分野は含まれていません。また、民間企業にはこれに準じる制度が十分に整備されていません。

そのため、海外との共同研究や政府調達などの場面で、相手から十分な情報が得られない、情報開示に時間がかかる、特定の会議に参加できないなどのケースが起きており、民間企業からも制度整備を求める声があがっています。

情報範囲拡大、確認方法効率化が論点に

今年6月には、政府有識者会議(※2)での「中間論点整理」が公表されました(図表2)。

■図表2 「中間論点整理」のポイント

情報指定の範囲	・「我が国として真に守るべき政府が保有する情報」に限定
信頼性の確認(評価)とそのための調査	・情報保全の効果を棄損しない範囲で効率性を追求。 ・調査結果の一定のポータビリティ性(調査結果が一定期間、組織や部署を超えて有効であること)の確保
産業保全(民間事業者などに対する情報保全)	・政府から情報の共有を受ける意思を示した民間事業者等について、防衛産業と同様、調査や保全体制の確認など厳格な対応を適用
プライバシー等との関係	・信頼性確認のための調査は、丁寧な手順を踏んだ上で本人の同意を得ることが大前提。

出所：電機連合作成

情報範囲については、「我が国として真に守るべき政府が保有する情報」に限定す

ることを基本的な考え方としつつ、特定秘密保護法4分野と同様・準ずるものとして、経済制裁に関する分析関連情報、経済安全保障上の規制制度の審査関連情報、サイバー分野の脅威・防衛策情報などを念頭に、厳格に検討を深めるべき、としています。

また、信頼性の確認・調査にあたっては、現行でも、人事異動などに伴い改めて評価を実施することとしている点や、民間事業者などが契約の形態によって調査を別々に受けているなど実施面での課題があるとして、「情報保全の効果を棄損しない範囲で効率性を追求する」ことが重要としています。

法制化には企業労使の意見反映を

電機連合では、サイバー攻撃や産業スパイによる重要技術の国外漏えい、優秀な技術者の国外流出などを防ぐために、SC制度の導入は必要だと考えます。

ただし、その導入・運用にあたっては、企業労使に相応の負担を強いることから、現場が懸念される課題の把握・改善に向けた検討が欠かせません。例えば、現行でも、各分野で共通した信頼性確認の仕組みがないことから個別に対応する必要がある、認定に必要な教育や設備費用への支援がほしい、といった声があります。

SC制度の法制化にあたっては、関連する企業労使の意見反映をしていくことが重要です。